

北九州市空き家リノベーション促進事業補助金（住宅型）交付要領

（目的）

第1条 この要領は、北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

（補助金の交付対象者）

第3条 要綱第3条第1項第1号に規定する売買により取得した者は、交付認定申請日から遡って、12ヶ月以内に売買契約により当該住宅を取得した者とする。

2 要綱第22条第1項各号に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

(1)北九州市が行う空き家活用事例紹介等の啓発における写真提供等への協力その他これらに類する取組

(2)地域団体（自治会、町内会、PTA等）への加入を含む地域コミュニティ活動への参加、地域の清掃活動又は生活安全パトロール等の地域貢献活動その他これらに類する取組

3 市長は、要綱第22条の協力状況を確認するため、必要があると認めるときは、完了報告日より1年以内に地域活動協力状況報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めることができる。また、市長は、報告書提出後においても、必要に応じて協力状況の確認を行うことができるものとし、補助事業者はその求めがあった場合には、必要な説明又は資料の提出に協力するものとする。

（補助金の交付対象空き家）

第4条 要綱第4条第1項第4号に規定する不動産情報サイトに登録されている空き家について、広告掲載開始日等、掲載期間を示す根拠資料がない場合は、不動産流通機構レインズに記載された成約時期開始日を不動産情報サイトに登録された日とみなす。

（補助対象工事）

第5条 要綱第5条第1項に規定する簡易な工事とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 改修を目的としない、個人の趣味・嗜好程度の塗替え
- (2) 家電製品(エアコン、洗濯機等)や家具の設置工事、並びに家具固定のための工事
- (3) 建物外部に設ける構造物等(宅配ボックス、カーポート等)に係る外構工事
- (4) その他、この事業の趣旨に合致しないと判断される工事

（補助金交付対象者の認定等）

第6条 要綱第7条第1項に規定する補助金交付対象者認定申請書に添付する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象住宅の建築年月（又は工事着手年月）を証する書類
- (2) 耐震性能を有することを証する書類（本事業と併せて耐震改修工事を行う場合は、耐震改修工事の誓約書）
- (3) 取得者等であることを証する書類(売買契約書、登記簿謄本等)
- (4) 補助対象工事に要する経費が確認できる明細書（見積書等）の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付対象者の変更認定等）

第7条 要綱第8条第1項に規定する補助金交付変更申請書に添付する関係書類は、次の各号に

掲げる書類とする。

- (1) 前条に規定する書類のうち変更となるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第8条 要綱第9条第1項に規定する別に定める期日とは、補助対象工事が申請年度内に完了する場合は、交付対象者認定通知日から30日以内に申請するもの。また、補助対象工事が申請年度を超えた翌年度に完了する場合は、翌年度の4月1日から4月30日以内に申請するものとする。

2 要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助金交付申請者の納税証明書（申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）
- (2) 補助事業を行う空き家の位置図及び外観写真
- (3) 要綱第5条第1項に規定する改修工事を行う場合は、施工内容を記載した図面及び施工箇所の写真
- (4) 所有者が複数人存在する場合は、所有者全員の同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の変更)

第9条 要綱第10条第1項に規定する補助金交付変更申請書に添付する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前条に規定する書類のうち変更となるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 要綱第10条第1項に規定する軽微なものとは、補助金の額に変更が生じないものとする。

3 前項の軽微な変更が生じる場合は、速やかに軽微な変更届（様式第15号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 前条に規定する書類のうち変更となるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了報告)

第10条 要綱第11条第1項に規定する完了報告書に添付する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業に係る工事施工業者が発行した契約書等の写し
- (2) 要綱第5条第1項に規定する改修工事を行った場合、施工前・施工後の写真
- (3) 本事業と併せて耐震改修工事を行った場合は、耐震改修工事が完了したことを証する書類

(補助金の交付請求)

第11条 要綱第13条第1項に規定する補助金交付請求書に添付する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(様式)

第12条 要綱に規定する様式は、別表1のとおりとする。

2 要領に規定する様式は、別表2のとおりとする。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。
 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
 この要領は、令和2年11月1日から施行する。
 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
 この要領は、令和6年9月2日から施行する。
 この要領は、令和7年 月 日から施行する。

別表1（要綱に規定する様式）

要 綱	名 称	別記様式
第7条第1項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 対象者認定申請書	様式第1号
第7条第2項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 対象者認定通知書	様式第2号
第7条第3項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 対象者不認定決定通知書	様式第3号
第9条第1項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 申請書	様式第4号
第9条第2項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 決定通知書	様式第5号
第9条第3項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)不交 付決定通知書	様式第6号
第10条第1項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 変更申請書	様式第7号
第10条第2項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 変更決定通知書	様式第8号
第11条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)完了 報告書	様式第9号
第12条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)額確 定通知書	様式第10号
第13条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 請求書	様式第11号
第14条第4項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 決定取消通知書	様式第12号
第15条第1項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付 申請取下げ書	様式第13号
第16条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)補助 金申請等事務代行届	様式第14号
第17条第1項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)返還 命令書	様式第15号

別表２（要領に規定する様式）

要 領	名 称	別記様式
第８条	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)同意書	様式第１６号
第９条第３項	北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型) 軽微な変更届	様式第１７号